

阿賀町が発注する建設工事における中間前払金制度について

※お知らせ

令和6年4月1日以降、中間前払金を行う対象工事を拡大します。
(請負金額500万円以上→請負金額300万円以上)

町では、建設工事における円滑な資金運用等を目的として、中間前払金制度を導入しておりますが、この制度の概要にあつては次のとおりとなりますので、適切に活用してください。

1. 対象となる工事 請負金額の総額が300万円以上の工事

2. 請求条件

- 1) 既に前払金を受領していること。
- 2) 工期の2分の1を経過していること。
- 3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 4) 既に行なわれた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

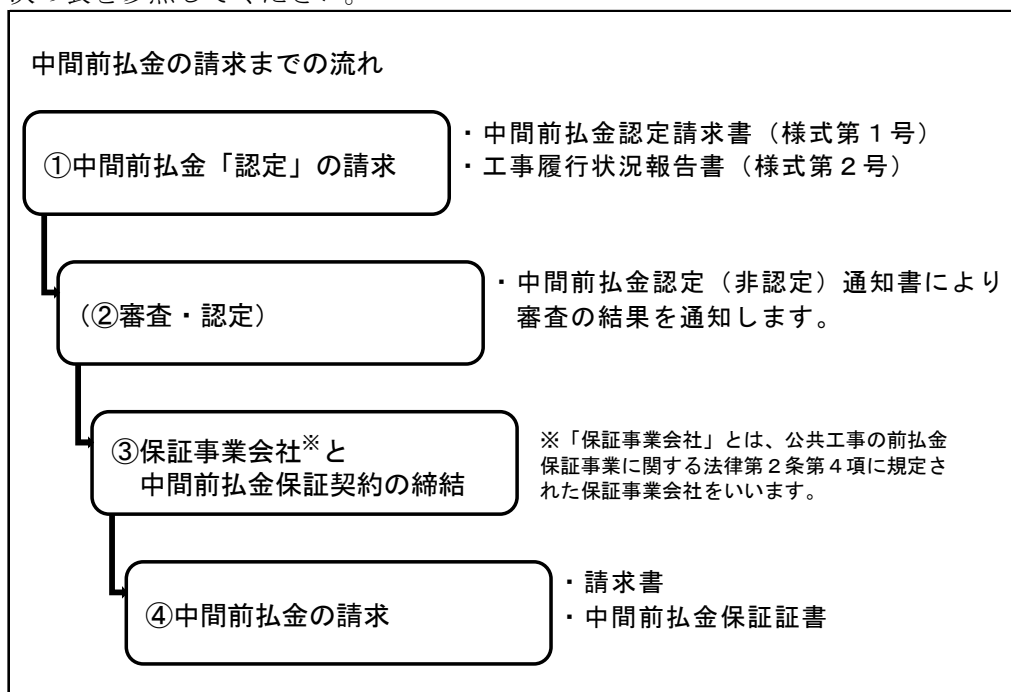
3. 部分払制度との併用の不可

落札者（契約者）は、中間払いの方法について、「中間前金払」又は「部分払」のいずれかを契約締結時に選択していただきます。

この内容については、契約締結後の変更はできないものとするので留意してください。

4. 中間前払金請求までの手続について

次の表を参照してください。



様式については、別に掲載する各様式を参照してください。

その他、不明な点等がありましたら、阿賀町役場総務課行政係（電話：0254-92-3113）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。